公告（共通事項）

高知県が発注する設計等委託業務について、一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種業務の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第１　入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

１　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項の規定に該当しない者。

２　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けている者。

３　公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成 17 年８月高知県告示第 598 号）又は指名回避措置基準要領（平成 17 年８月 25 日付け 17 高建管第 223 号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

４　高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年３月高知県訓令第１号）第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

５　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本業務に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（１）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
６　個別事項で定める要件を満たす者。なお、履行実績については、入札参加申請時までに引渡しが完了したものであること。

第２　入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

１　申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式による。

＜アドレス＞（大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。）

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課ホームページ

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060101/

２　提出方法

（１）申請書等

個別事項で定める提出期間内に、一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。なお、本申請書の提出がない者は、落札候補者となったときに失格とする。

（２）提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第２号）第１条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日）をいう。

第３　設計書等の閲覧について

１　設計書等の閲覧等

設計書等は、当該入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課ホームページ

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060101/

２　質疑応答

（１）質疑書は、Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法（ＦＡＸ又

は電話等）による質疑には、回答しない。
（２）質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。
（３）質疑に対する回答は、質疑を行った者及び第２の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
（４）質疑提出期限・回答期限
個別事項で定める。

第４　入札方法
１　入札は、指定する日時、場所に入札参加者を招集し、入札箱に入札書を投入する方法により行う。郵便等による入札は、認めない。
２　入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
３　入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
４　予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、２回まで再度入札を行う。

第５　無効の入札
建設工事競争入札心得（平成 19 年 12 月７日付け 19 高建管第 808 号土木部長通知。以下「心得」という。）第９条に該当した入札は、無効とする。
なお、一般競争入札及び指名競争入札における一抜け方式試行要領（令和元年６月 24 日付け元高土政第 312 号土木部長通知）第４条第１項第６号又は同項７号に該当した入札についても無効とする。

第６　失格の入札
心得第 10 条に該当した入札者は、失格とする。

第７　入札参加資格の喪失
次の（１）及び（２）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この業務の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。
（１）公告の日以後落札決定前の間に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
（２）入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第８　落札決定の方法
１　開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ送付する。
２　開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者を落札候補者とする。
なお、予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成 29 年５月 24 日付け 29 高土政第 185 号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。
３　落札候補者に求める追加書類
開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。
（１）追加書類作成における共通注意事項
ア　Ａ４サイズの用紙に複写又は印刷したものを提出すること。

イ　一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）「以下「TECRIS」という。」登録内容確認書等の挙証資料については、原則としてＡ４サイズ１枚につき片面に２ページ分を掲載し、かつ、両面印刷（表裏合わせて４ページ分）とするが、挙証資料が少ない場合や文字が小さく内容の判読が難しい場合等は、Ａ４サイズ１枚につき１ページ分を片面印刷、又は両面印刷とすること。

ウ　重複する挙証資料は、１部のみの提出で差し支えない。

エ　挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等として、該当がないものとみなす。

オ　入札実施機関契約担当との協議により、電子メール又は大容量ファイル転送システム等による提出が認められた場合には、追加書類を電子データ（PDFファイル）で提出することができる。なお、Ａ４サイズで印刷した場合に、読めない場合の責任は、落札候補者が負うものとする。

（２）個別書類の作成における注意事項

ア　同種業務の履行実績（様式２）

企業としての同種業務の履行実績を記載すること。

業務内容の確認資料として、TECRIS に登録している TECRIS 登録内容確認書の写しを添付すること。TECRIS 登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ　配置予定技術者名簿（様式３）

（ア）　配置予定の管理技術者及び照査技術者について、保有資格等及び同種業務への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

（イ）　申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。

（ウ）　従事役職は、具体的に記載すること。

（エ）　記載内容の確認資料として、直接的な雇用関係があることがわかるもの（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等の写し）、公告において指定した資格者証、従事した業務の TECRIS 登録内容確認書の写しを必ず添付すること。TECRIS 登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

４　追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送若しくは電子メール若しくは大容量ファイル転送システム等により提出すること。

ア　追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、委託業務名及び業務番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ　郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

ウ　電子メール又は大容量ファイル転送システム等の場合は、件名に「追加書類＿落札候補者名＿業務名＿業務番号」を明記し、追加書類を電子データ（PDF ファイル）によること。

５　落札者の決定方法

落札候補者について、その者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行った結果、入札参加資格がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は期限までに追加書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6　落札者又は落札候補者となるべき者が２者以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

第９　入札保証

免除する。

第 10　契約保証

契約保証金は、高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

第 11　その他の留意事項

1　この入札への参加者は、心得を了知すること。

2　この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がない場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が１者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。

3　この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等をすることはできない。

4　この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。

5　申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

6　申請書等及び追加書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。

7　入札参加者への入札参加資格があること又はないことの通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。

8　申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある

9　配置予定技術者の従事実績期間について、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。

この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。対象は、入札参加資格における従事実績とする。

10　契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

（１）高知県建設工事等指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。

（２）高知県建設工事等指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。

（３）建設業法第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき。

（４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。

（５）その他の事由により第１又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。

（６）予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年５月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、積算の不備等が７（２）アに該当したとき。

11　落札者は、契約締結の前に、当該業務に従事する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取消しを行うことがある。また、契約締結後に管理技術者等の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

12　契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの土木政策課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
13　この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。